調布東山病院 訪問リハビリテーション事業所 重要事項説明

訪問リハビリテーションのご利用者様(以下、「利用者」といいます)が、調布東山病院訪問リハビリテーション事業所(以下、「事業者」といいます)の提供する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション等」という)を選択する上で必要な重要事項を次のとおり説明いたします。利用者のご家族様(以下、「家族」といいます)もご確認下さい。

1. 事業者の概要

(1) 運営法人の名称・所在地等

運営法人	医療法人社団東山会	
代表者	理事長 小川聡子	
所在地	東京都調布市小島町 2-32-17	
電話番号	042-481-5511(代表)	

(2) 事業者の名称・所在地等

名称	医療法人社団東山会 調布東山病院		
管理者	大熊るり		
所在地	東京都調布市小島町 2-32-17		
連絡先	電話: 042-481-5586 FAX: 042-443-2316		
事業所番号	1314270062		
指定年月日	2015年(平成 27年)4月1日		
通常の事業の実施地域	調布市:上石原、菊野台1·2丁目、国領町、小島町、佐須町、柴崎、下石原、深大寺南町1~4丁目、深大寺元町、染地、多摩川、調布ヶ丘、飛田給、西町、富士見町、布田、八雲台三鷹市:大沢4·5丁目 ※上記地域以外でもご希望の方は相談可。		
営業日	月曜日~土曜日(12月30日から1月3日を除く)		
営業時間	午前8時30分から午後5時まで		
サービスの提供日	営業日と同じ		
サービスの提供時間	営業時間と同じ		

(3) 事業の目的

介護保険法令及び契約に従い、利用者に対し利用者が可能な限り、その自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るための訪問リハビリテーション等を提供します。

(4) 運営の方針

① 当事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士(以下、「理学療法士等」といい

- ます)は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- ② 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは 悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目 的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保険・医療・介護・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(5) 事業所の職員体制

① 職員の配置

管理者	医師	1名
	理学療法士	名
訪問リハビリテーション等の提供に当たる従業員	作業療法士	名
	言語聴覚士	名

② 職員の職務内容

- 管理者
 - イ)従業員及び業務の管理を行います。
- ・ 訪問リハビリテーション等の提供に当たる従業員
 - イ) 居宅介護支援事業者と連携を図ります。
 - ロ)事業所の医師と訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。
 - ハ) 訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーション等のサービスを提供します。
 - 二) 常に利用者の病状、心身の状況、生活の状況、希望及びその置かれている環境 の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
 - ホ) それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービス の実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、 医師に報告します。

2. 提供するサービスの内容について

- (1) サービスの区分と種類
 - ① 指定訪問リハビリテーション
 - ② 指定介護予防訪問リハビリテーション

(2) サービスの内容

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上をめざします。

3. 利用料等の額及び支払い方法

(1) 利用料及び利用者負担の細目

※ (別紙) 介護保険 利用料一覧を参照

(2) 利用料等の支払い方法

事業者は、各月ごとに利用料等の合計額を計算し、請求書を発行します。同意いただいた加算項目については、訪問リハビリテーション等の利用月に実績のあるもののみが請求対象となります。請求書は訪問リハビリテーション等の利用月の翌月 20 日までに送付又は持参します。

利用者には、訪問リハビリテーション等を利用した月の分をその翌月末日までにお支払いいただきます。1か月に満たない期間の利用料等は、利用日数に基づいて計算した金額となります。

支払い方法①: 当病院会計窓口での現金によるお支払い

支払い方法②:利用者が指定した金融口座から口座振替によるお支払い

(口座準備ができるまでの1~2か月は現金によるお支払いとなります)

(3) 利用料等の変更

事業者は、介護保険法及び同法に基づく厚生労働大臣の定めその他の制度の変更があった場合もしくは物価の変動その他やむを得ない事由が生じた場合には、(1) 記載の利用料の額を、変更することがあります。その場合、事業者は利用者に対して、事前に変更の理由及び内容を説明します。

4. 訪問リハビリテーション等の提供に当たっての留意事項

(1) 訪問リハビリテーション等の利用中止(キャンセル)の場合のご連絡

利用者側のご都合により、特定の日時における訪問リハビリテーション等の利用を中止 (キャンセル) する場合は、訪問予定時刻の 30 分前までにご連絡下さい。(連絡先電話番号:042-481-5586) ご連絡いただけない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

(2) 交通費について

訪問ハビリテーション等で公共交通機関の利用訓練を行った場合には、利用者及び訓練を行った理学療法士等の交通費は実費で請求させていただきます。

(3) 電気、ガス、水道等の無償使用

理学療法士等が、訪問リハビリテーション等の提供のために電気、ガス、水道等を利用する必要があるときは、無償で使用させていただきます。

(4) 禁止行為

- ① 事業者はサービスの提供にあたって、次に掲げる行為は行いません。
 - ・ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- ・ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ② 訪問リハビリテーション等の利用に当たっては、次に掲げる行為は行わないでください。サービスを中断する、あるいは契約を解除する場合があります。
 - 暴力又は乱暴な言動行為
 - 職員へのハラスメント行為
 - ・ 事業者の運営に支障を与える行為
 - ・ 以上の他、訪問リハビリテーション等の提供を困難にする行為 <契約を解除する場合の具体例>

暴力又は乱暴な言動:物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声・大声を発するなど

セクシュアルハラスメント:職員の体を触る、手を握る、腕を引っ張る、抱きしめる、業務上関係のないヌード写真を見せる など

その他:職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為 など

(5) 休止扱い

過去1月に訪問リハビリのご利用実績がなく、再開の目途が立っていない場合は休止扱いと させていただきます。訪問リハビリのご利用を再開する際は、訪問の曜日、時間を改めて調 整させていただきます。

5. 訪問リハビリテーション契約の期間

利用者と事業者との訪問リハビリテーション等の提供に関する契約の期間は、契約で定めた 日から利用者の介護認定の有効期間満了日までとします。契約期間の満了により、訪問リハビ リテーション契約は終了します。但し、契約期間満了日までに利用者から事業者に対して契約 終了の申し出がない場合は、同一の条件で契約は自動更新されるものとし、更新後も同様とし ます。

6. 訪問リハビリテーション契約の終了

(1) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ 主治医が、訪問リハビリテーション等の必要性がないと認めた場合
- ・ 利用者が、介護保険施設に入所した場合
- 利用者が、認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の介護認定区分が、非該当(自立)と 認定された場合
- 利用者が、死亡した場合
- ・ 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問リハビリテーション等の提供が不可能 になった場合
- ・ 事業者が、介護保険法に基づく指定を取り消された場合
- ・ サービスの利用が 6ヵ月以上なかった場合

(2) 利用者の契約解除による終了

利用者は、事業者に対し、訪問リハビリテーション契約を終了させる日から起算して1週間前までに解除を申し入れることにより、契約を終了させることができます。 但し、利用者は、次の場合には、解除の申し出により、直ちに本契約を終了させることができます。

- ・ 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める訪問リハビリテーション等の提供を せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合。
- ・ 事業者が、7.(1)に定める守秘義務に違反した場合。
- ・ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う など、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。
- ・ 事業者が、その責めに帰すべき事由により訪問リハビリテーション契約の条項に 違反した場合。

(3) 事業者の契約解除による終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、訪問リハビリテーション契約を解除することができます。

- ・ 利用者が、利用料金等の支払いを3か月以上遅延し、事業者が1か月以上の期間 を定めて催告したにも関わらずその支払いをしなかった場合。
- ・ 利用者が、4.記載の各留意事項に違反したことその他事業者の責に帰することのできない事由により、利用者に対して訪問リハビリテーション等を提供することが著しく困難になった場合。

事業者は、同項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員または 利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

7. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

(1) 守秘義務

事業者は、訪問リハビリテーション等を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に提供することはありません。契約が終了した後も同様とします。

(2) 個人情報の取り扱い

事業者は、利用者又はその家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律 その他関連法令を遵守して適切に取り扱います。

8. 事業者の提供する訪問リハビリテーション等についての相談窓口

(1) 事業者の対応体制

事業者は、下記のとおり対応します。

内容	担当者	電話	受付時間
サービスの内容について	柴田	042-481-5586	月〜土(祝日除く)
	大塚	(事業所直通)	8時30分〜17時
その他ご意見・ご相談	在宅事務局	042-481-5511	月〜金(祝日除く)
	光永	(法人代表)	8時30分〜17時

(2) 行政機関その他の苦情等受付機関

事業者以外の相談窓口として、下記の機関があります。

機関名	電話	受付時間
調布市福祉健康部高齢者支援室	042-481-7149	月~金(祝日除く) 9 時 ~17 時
三鷹市健康福祉部高齢者支援課	0422-45-1151	月~金(祝日除く) 9 時 ~17 時
狛江市福祉保健部高齢障がい課	03-3430-1251	月~金(祝日除く) 9 時 ~17 時
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177	月~金(祝日除く) 9 時 ~17 時

9. 事故発生時の対応

(1) 緊急連絡その他必要な措置

事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故原因の分析と再発防止策

事業者は、訪問リハビリテーション等の提供により発生した事故の原因を分析し、再発 防止策を講じます。

(3) 損害賠償

訪問リハビリテーション等の提供により事業者が賠償すべき事故が生じた場合には、 事業者は、利用者に対し、速やかに損害賠償を行います。

10. 身分証携行義務

訪問リハビリテーション等を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 心身の状況の把握

訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 訪問リハビリテーション等の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13. 訪問リハビリテーション等の提供記録

(1) 記録の整備保存

事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、 その完結の日から2年間保存します。

(2) 記録の閲覧又は謄写

利用者は、事業者に対し、訪問リハビリテーション等の提供に関する記録の閲覧又は 謄写を請求することができます。この場合において、事業者は、個人情報の保護に関す る法律その他関係法令に従って適切に応じます。謄写に要する費用は、利用者の負担と なります。

14. 衛生管理等

- (1) サービスを提供する理学療法士等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ・調布東山病院が設置・運営している感染症の予防及びまん延防止を検討する 委員会と連携しています。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ・従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

15. 災害時の対応

(1) 地震、台風、大雪、感染症のまん延等(以下、災害等)により、職員が訪問するのは危険と事業者が判断した場合には、職員の安全が確認できるまで予定していたサービス提供を見送る場合がありますのでご了承ください。

- (2) 訪問サービス提供中に災害等が発生した際、予定通りのサービス提供が危険と判断した場合には、サービス提供を中断して退出させていただきます。その際、治療行為や避難誘導、ご家族が帰宅するまでの付き添い等、ご要望に応じることができない場合がありますのでご了承ください。
- (3) 事業者は災害等により通常の営業ができなくなった際に、できるだけ早く通常の営業ができるようにするための業務継続計画を策定しています。事業者は災害等の発生時には、策定した業務継続計画に則りサービス再開に努めます。
- (4) 災害等の発生時には電話が繋がりにくくなる、予定していたサービスが休止になる等の事態が予想されます。日頃から3日分程度の物資(飲食物、薬等)の確保をするとともに、 避難場所についてご確認、ご検討ください。

16. 事業者の義務

(1) 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置 を講じます。

- ・ 虐待防止に関する責任者を選定します。 (管理者:大熊るり)
- ・ 成年後見制度の利用を支援します。
- ・ 苦情解決体制を整備します。
- ・ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を調布東山病院虐待・障がい者 差別対策委員会の主導の基、実施します。
- ・ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

(2) 業務継続計画の策定

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・ 風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するため 事業継続に向けた計画等の策定、研修、訓練(シュミレーション)を年1回以 上、実施します。それらを踏まえ、年1回以上計画を見直します。

(3) 身体拘束等について

事業所の職員は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(別紙) 介護保険 利用料一覧

1. 単位数及び利用料

- (1)介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担額は、原則として基本料金の1割~3割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- (2) 事業者のサービス提供地域は定められた地域区分上【2級地】となっており、利用料は1単位当たり【10.88円】で計算します。
- (3) 単位数算定の際は小数点以下を四捨五入し、金額換算の際は1円未満を切り捨てて算定します。
- (4) 利用者負担の請求金額は単位数の合計に地域単価をかけるため、下記の金額とは誤差が生じる場合があります。

【表 1-1】訪問リハビリテーション費(要介護)

提供時間	基本単位	利用料(円)	利	用者負担額(円)
1在决时间	本个 早世		1割負担	2割負担	3割負担
20 分	308	3, 351	336	671	1,006
40 分	616	6, 702	671	1, 341	2,011
60 分	924	10, 053	1,006	2,011	3, 016

【表 1-2】予防訪問リハビリテーション費(要支援)

提供時間	基本単位	利用料(円)	利	用者負担額(円)
1在决时间	本个 早世		1割負担	2割負担	3割負担
20 分	298	3, 242	325	649	973
40 分	596	6, 484	649	1, 297	1,946
60 分	894	9, 726	973	1, 946	2, 918

- ※ 計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示の下で、利用者の状態を評価し、実施内容について計画をたて、当該医師の診療の日から3月(みつき)以内に訪問リハビリテーションを行なった場合に算定します。当該事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士(以下理学療法士等)は、介護支援専門員を通じて、他の事業所に介護の工夫等の情報を伝達します。また、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを実施します。(※医師の診療の際は、別途、医療機関での診察料等が発生します。)
- ※ 1回20分単位となります。

【表 2-1】短期集中リハビリテーション実施加算(要介護・要支援)

基本単位	本単位 利用料(円) 利用者負担額(円)			
本个中 世		1割負担	2割負担	3割負担
200	2, 176	218	436	653

- ※ 利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に 効果的であると認められる場合に加算します。
- ※ ① 要介護:退院(退所)日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の

期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。② 要支援:退院(退所)日または要支援認定を受けた日から起算して1月以内の期間に行われた場合は1週につき概ね2日以上、1日当たり40分以上、退院(退所)日または要支援認定を受けた日から起算して1月を超え3月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

※ 1日単位で所定単位数に加算します。

【表 2-2】認知症短期集中リハビリテーション実施加算(要介護)

基本単位	利用者負担額(円) 本単位 利用料(円)			
本 个中位		1割負担	2割負担	3割負担
240	2,611	262	523	784

- ※ 認知症であると医師が判断した者であって、集中的に訪問リハビリテーションを行う ことで生活機能の改善が見込まれると判断された場合に加算します。
- ※ 退院(退所)日又は訪問を開始した日から起算して3か月以内の期間に1週間につき2日を限度として、1日つき上記加算を算定します。但し【表2-1】を算定している場合は算定しません。

【表3】リハビリテーションマネジメント加算(要介護の場合)

区分	基本単位	利用料(円)	利	用者負担額(円])
卢 万	本个 早世	利用科 (百)	1割負担	2割負担	3割負担
ご利用者様又	はご家族へ医師だ	から説明を実施し	ていない場合		
(1)	180	1, 958	196	392	588
(口)	213	2, 317	232	464	696
	ご利用者様又はご家族へ医師から説明を実施している場合上記単位に 270 単位加算しま				
す					
(イ)	450	4, 896	490	980	1, 469
(口)	483	5, 255	526	1, 051	1, 577

訪問リハビリテーション費に加え、以下内容を実施した際は、該当する加算を算定します。

- ※ リハビリテーションマネジメント加算(イ)
 - 1. リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録します。※構成員の当該会議への出席については、利用者の了解を得た上で、テレビ会議等を使用する場合もあります。
 - 2. リハビリテーション計画について、医師が参加できない場合は、計画作成に関与 した理学療法士等が説明し、同意を得るとともに、医師へ報告します。
 - 3. 理学療法士等が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行います。
 - 4. 理学療法士等が、指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う、若しくは、理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行います。

- 5. 前記 1. ~4. までに適合することを確認し、記録します。
- 6. 事業所の医師はリハビリテーションの実施にあたり、三月(みつき)に1回の診察と指示を行います。(※別途、医療機関での診察料等が発生します。)
- ※ リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

前記の加算(イ)に加えて、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生 労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビ リテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。

※ 月1回所定単位数に加算します。

【表 4】長期期間利用減算(要支援)

提供時間	基本単位	利用料(円)	利	用者負担額(円)
1在决时间	本个 早世	利用科 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
20 分	-30	-326	-33	-66	-98
40 分	-60	-652	-66	-131	-196
60 分	-90	-979	-98	-196	-294

介護予防サービスにおけるリハビリテーションの利用が利用開始日の属する月から 12 月 を超えた場合及び、以下の要件を満たしていない場合は減算します。

- ①3 月に一回以上、当該利用者に係るリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション に関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリ テーション会議の内容を記録するとともに、当該利用者の状態の変化に応じ、介護予防リハ ビリテーション計画を見直している。
- ②当該利用者ごとの介護予防リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当り、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。

【表 5】移行支援加算(要介護)

基本単位	利用料(円)			
本 平世		1割負担	2割負担	3割負担
17	184	19	37	56

- ※ 訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、リハビリテーション計画書を移行先の事業所に提供した場合、かつ、利用者の社会参加等を支援し通所介護等に移行させた者が一定の割合を占めた場合、算定します。
- ※ 1日単位で所定単位数に加算します。

【表 6】サービス提供体制強化加算(要介護・要支援)

提供時間基本単位		利用料(円)	利用者負担額(円)		
近	左 个早世		1割負担	2割負担	3割負担
20 分	6	65	7	13	20
40 分	12	130	13	26	39
60分	18	195	20	39	59

※ サービスを提供する理学療法士等の内、勤続年数7年以上の者が1名以上配置されている場合に算定します。

【表7】計画診療未実施減算(要介護・要支	烂

提供時間	基本単位	利用料(円)	利	用者負担額(円)
近风时间	基 个早位	不引用作 (门)	1割負担	2割負担	3割負担
20 分	-50	-544	-55	-109	-164
40 分	-100	-1, 088	-109	-218	-327
60 分	-150	-1,632	-164	-327	-490

- ※ 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算 します。但し訪問リハビリテーションを受けている1月以内に医療機関に入院し、当 該医療機関の医師の診療を受け理学療法士等からリハビリテーションを受けており、 入院していた医療機関から情報の提供を受けていた場合は除く。
- ※ 1回20分単位で所定単位数より減算します。

【表 8】退院時共同指導加算(要介護·要支援)

基本単位	利用料(円)	利用者負担額(円)			
本本中 位	和用稅 (內)	1割負担	2割負担	3割負担	
600	6, 528	653	1, 306	1, 959	

病院又は診療所に入院中の利用者が退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士等が、 退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行なった後に、その利用者に対する初回のリ ハビリテーションを行なった場合に算定します。

※「退院時共同指導」とは、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士等、その他の従業者との間で当該利用者の状況に関する情報を相互に共有した上で、当該利用者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させることを言います。

【表9】口腔連携強化加算(要介護・要支援)

基本単位	利用料(円)		利用者負担額(円)	
基 本早世	利用科(门)	1割負担	2割負担	3割負担
50	544	55	109	164

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関(口腔の健康状態の評価の結果、歯科医療機関と連携して対応する必要性がないと認められる場合を除く。)及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を所定単位数に加算します。

<特記事項>

【表 10】訪問診療料及び在宅時医学管理料について(医療保険)

訪問診療料 項目	利用者負担額(円)		
初回砂炼件 填口	1割負担	2割負担	3割負担
訪問診療料 (加算含む)	920	1,830	2, 750

※当院の訪問診療をご利用の方、該当月に訪問診療と同月での診療となった場合、 在宅時医学総合管理料については合算での算定となります。

2. その他の費用(税込)

交通費	サービス提供地域内で介護保険をご利用の場合、交通費は無料となります。 サービス提供地域以外の場合、医療保険での訪問リハビリをご利用の場合 は、下記料金となります。 660円/回
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合に、連絡の有無や連絡をいただい た時間に応じて発生する料金 ・ ご利用予定時間の30分前までにご連絡いただいた場合 ▶ 不要 ・ ご利用予定時間の30分前までにご連絡がなかった場合 ▶ 5,500円
記録物の閲覧	利用者が、事業者に対して、訪問リハビリテーションの提供に関する記録の閲覧を請求する場合の料金 ※請求日より概ね2週間の時間をいただきます 5,500円/1時間単位
記録物の謄写	利用者が、事業者に対して、訪問リハビリテーションの提供に関する記録の謄写を請求する場合の料金 ※請求日より概ね2週間の時間をいただきます 基本料金:2,200円/件 用紙:22円/枚 CD-R:550円/枚